

特定非営利活動法人 ゆい サポート会員規定

(目 的)

第1条 この規定は、この法人の定款第6条に定められた正会員すなわち特定非営利活動促進法上の社員（以下社員という。）を除く会員が、この法人の事業活動に対し有する役割を明確にするために設ける。この規定の会員は、サポート会員と称する。

(性 格)

第2条 この法人の定款に記されている考えと事業内容に賛同し、財政面をふくめ支援する者をサポート会員（以下会員という。）とする。

(会員の範囲と義務)

第3条 この規定の会員は、この法人の事業活動を支える個人会員・団体とする。

2 この規定による会員は、総会での議決権を有しない。

(会 費)

第4条 この規定による会費は年会費とし、次の通りとする。

個人会員 年会費1口1千円を1口以上

非営利団体 年会費1口1千円を3口以上

営利団体 年会費1口1千円を10口以上

2 前項の規定にかかわらず、学生の個人会員・教育団体に相当する団体に限り、この法人の理事会承認のもと、年会費を免除できるものとする。

3 年会費は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1か年の会費をいう。

4 年会費は、この法人に対する寄付金として計上し、事業目的に使用する。

(会費の納入)

第5条 会員は、毎年当該年度会費を年度当初に納入するものとする。ただし、年度中途に新たに入会する会員は、当該年度会費を入会の際に納入するものとする。

(特 典)

第6条 会員は、この法人が発行する資料等の優先的配布を受けることができる。

2 会員は、この法人が開催する事業等に優先的に参加することができる。

(規定の変更)

第7条 この規定は、総会の議決によって変更することができる。